○国土交通省告示第千四百二十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第M―290号	洗浄機（貨物艙原油洗浄設備を構成するもの）	ＰＪ120	Polarmarine, Inc.	Bldg. 8487, Naval Magazine, Subic Bay Freeport Zone, Olongapo City, Republic of Philippines

○国土交通省告示第千四百二十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ―49号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Ｒｗ＝30dB）	ＢＮ―008―Ｎ6.5×18.3	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第Ｓ―50号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Ｒｗ＝30dB）	ＢＮ―008―Ｎ７×18.3	〃	〃
第Ｓ―51号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Ｒｗ＝31dB）	ＢＮ―008―Ｎ6.5×18.6	〃	〃
第Ｓ―52号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）（Ｒｗ＝31dB）	ＢＮ―008―Ｎ６×16.5	〃	〃

○東北地方整備局告示第二百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南陽市大橋字北寺ノ内八七五番二から同市中ノ目字地蔵浦東一二四四番二まで	前	一一・七五～二六・三七メートル	〇・四二七キロメートル	
	後	一七・四〇～四三・四六メートル	〇・四三〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂市加茂川町二丁目字平塚三二四四番一から岐阜県加茂郡川辺町石神字八反田五二四番二まで	前	ＢＡ　九・五〇～一〇・一四メートル	五四・〇〇～一四六・〇〇メートル	一〇・〇一九キロメートル
	後	ＢＡ　九・五〇～一〇・一四メートル	五四・〇〇～一四六・〇〇メートル	一〇・〇一九キロメートル 九・二五七 上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十九日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	岐阜県加茂郡川辺町西栃井字田畑一七五五番三から同町中川辺字西門一九三番二まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月十九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上及び通知

十二月十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律

継続審査及び継続調査の議決通知

十二月十五日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（岸本周平外三名提出、第百八十九回国会衆法第一九号）

二、歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人外五名提出、第百八十九回国会衆法第三一号）

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出、第百九十回国会衆法第一三号）

四、国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出、第百九十回国会衆法第一四号）

五、公務員庁設置法案（大島敦外十六名提出、第百九十回国会衆法第一五号）

六、政官接触記録の作成等に関する法律案（大島敦外七名提出、第百九十回国会衆法第二三号）

七、性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子外六名提出、第百九十回国会衆法第三八号）

八、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（階猛外五名提出、第百九十回国会衆法第五五号）